

# 岡山県公報

発行 岡山県



## 目次

担当課（室）

## 目次

担当課（室）

### 【条 例】

- 岡山県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 岡山県が設立する地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する額を定める条例
- 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例
- 岡山県税条例の一部を改正する条例
- 岡山県税条例及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例
- 岡山県税条例及び岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 岡山県ボランティア・NPO活動支援セ

- 消防保安課
- 統計分析課
- 総務学事課
- 健康推進課
- 人事課
- 〃
- 行政改革推進室
- 税務課
- 〃
- 環境管理課
- 税務課
- 警察本部
- 県民生活交通課

- ンター条例の一部を改正する条例
- 岡山県おかやま旧日銀ホール条例の一部を改正する条例
- 岡山県天神山文化プラザ条例の一部を改正する条例
- 岡山県津山体育館条例の一部を改正する条例
- 岡山県津山陸上競技場条例の一部を改正する条例
- 岡山県災害救助基金条例の一部を改正する条例
- 岡山県健康づくりセンター条例の一部を改正する条例
- 岡山県受動喫煙防止条例
- 公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び岡山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の

- 文化振興課
- 〃
- スポーツ振興課
- 〃
- 保健福祉課
- 健康推進課
- 〃
- 生活衛生課
- 〃
- 〃
- 医薬安全課
- 長寿社会課
- 生活衛生課
- 子ども未来課

<p>○ 総合的な提供の推進に関する法律に基づく 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の 基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 岡山県工業技術センター手数料等徴収条 例の一部を改正する条例</p> <p>○ 岡山県岡山セラミックスセンター条例の 一部を改正する条例</p> <p>○ 岡山県立職業能力開発校条例の一部を改 正する条例</p> <p>○ 岡山県農林水産総合センター条例の一部 を改正する条例</p> <p>○ 岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一 部を改正する条例</p> <p>○ 岡山県道路占用料徴収条例の一部を改正 する条例</p> <p>○ 道路法に基づく県道の構造の技術的基準 及び道路標識の寸法を定める条例の一部を 改正する条例</p> <p>○ 岡山県立都市公園条例の一部を改正する 条例</p> <p>○ 岡山県流域下水道事業の設置等に関する 条例及び岡山県公営企業条例の一部を改正 する条例</p> <p>○ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を 改正する条例</p>	<p>目次</p>
<p>建築指導課</p> <p>企業局</p> <p>都市計画課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>道路整備課</p> <p>畜産課</p> <p>農政企画課</p> <p>労働雇用政策課</p> <p>〃</p> <p>産業振興課</p>	<p>担当課(室)</p>
<p>○ 岡山県生涯学習センター条例の一部を改 正する条例</p> <p>○ 岡山県警察職員定員条例の一部を改正す る条例</p> <p>【解説】</p> <p>○ 公布した条例の解説</p>	<p>目次</p> <p>○ 岡山県渋川青年の家条例の一部を改正す る条例</p> <p>○ 岡山県青少年教育センター閑谷学校条例 の一部を改正する条例</p> <p>○ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に 関する特別措置に関する条例の一部を改正 する条例</p> <p>○ 岡山県生涯学習センター条例の一部を改 正する条例</p> <p>○ 岡山県警察職員定員条例の一部を改正す る条例</p>
<p>総務学事課</p> <p>警察本部</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>教育委員会</p>	<p>担当課(室)</p>

岡山県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第一号

岡山県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県総務関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四十二号口中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の項を次のように改める。

四 削除

別表第一の四十七の項中「及び統計法施行令」を「（平成十九年法律第五十三号）及び統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

岡山県が設立する地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する額を定める条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三号

岡山県が設立する地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する額を定める条例

例

（趣旨）

第一条 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第十

九条の二第四項の規定により、法第七条の規定により県が設立する地方独立行政法人の役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）の損害賠償責任の一部の免除に関する額を定めるものとする。（役員等の損害賠償責任の一部免除に関する額）

第二条 法第十九条の二第四項の規定による条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第三条の二第一項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- 一 理事長又は副理事長 六
- 二 理事 四
- 三 監事又は会計監査人 二

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四号

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十二年岡山県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表中		監査委員	
識見を有する者の中から選任された者		識見を有する者の中から選任された者	日額 三五、〇〇〇円
議会の議員の中から選任された者		議会の議員の中から選任された者	月額 四五、〇〇〇円
		日額 三〇、〇〇〇円	月額 二〇、〇〇〇円

監査委員及び 監査専門委員			
識見を有する者の中から選任された者		日額 三五、〇〇〇円	に改める。
議会の議員の中から選任された者		月額 二〇、〇〇〇円	
監査専門委員		日額 三五、〇〇〇円	

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県条例第五号

岡山県知事 伊原木 隆 太

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第二百四十三条の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の損害賠償責任の一部の免責に關し必要な事項を定めるものとする。

(知事等の損害賠償責任の一部免責)

第二条 知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。

一 地方警務官（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七百七十三条第一項第一号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 知事 六

ロ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 四

ハ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は公営企業管理者 二

ニ 職員（地方警務官並びにロ及びハに掲げる職員を除く。） 一  
二 地方警務官 地方自治法施行令第七十三条第一項第二号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 警察本部長 二

ロ イに掲げる地方警務官以外の地方警務官 一

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六号

岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例

岡山県職員等定数条例（昭和四十四年岡山県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「三、五二五人」を「三、五三三人」に改め、同条第五号中「三二九人」を「三三〇人」に改め、同条第六号中「一人」を「二人」に改め、同条第十号中「五、一五七人」を「五、一四九人」に、「二、七四五人」を「二、七二〇人」に、「三、四三三人」を「三、三九六人」に、「一、四三四人」を「一、四〇六人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において、現にこの条例による改正後の岡山県職員等定数条例の規定による定数を超える職員の数については、令和三年三月三十一日までの間に限り、当該定数の外とすることができる。

岡山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第七号

岡山県税条例の一部を改正する条例

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

岡山県税条例及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第八号

岡山県税条例及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を

改正する条例

(岡山県税条例の一部改正)

第一条 岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五十条の九第一項第三号中「記入」を「変更記録」に改める。

附則第二十一条の三の六第四項第一号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同条第一項」に改め、同項第二号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同条第一項」に、「又は同条」を「又は同項」に改め、同項第三号及び同条第五項各号中「第四十一条」

を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第六項第一号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改め、同項第二号及び第三号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第七項中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

附則第二十一条の四第二項第二号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

(水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部改正)

第二条 水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和四十六年岡山県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

別表の6の表中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に、「定める」を「規定する」に改め、同表の備考第一項の表中「別表第1第24号」の次に「又は第26号」を加え、「第69号の3」を削る。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例別表の改正規定(同表の備考第一項の表中「第69号の3」を削る部分に限る。) 令和二年六月二十一日
- 二 第一条中岡山県条例第百五条の九の改正規定 道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第十四号)附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日

岡山県税条例及び岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第九号

岡山県税条例及び岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(岡山県税条例の一部改正)

第一条 岡山県税条例(昭和二十九年岡山県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第百十三条第一項第八号中「第三条第一項」を「第三条」に改める。

(岡山県警察関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岡山県警察関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十号中「第七条第四項」を「第七条第五項」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第十号

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例の一部を改正する条例  
岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例（平成十七年岡山県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表小会議室の項中「五一〇円」を「五二〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

岡山県おかやま旧日銀ホール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第十一号

岡山県おかやま旧日銀ホール条例の一部を改正する条例

岡山県おかやま旧日銀ホール条例（平成十六年岡山県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表スタジオの項中「三、六五〇円」を「三、七〇〇円」に、「三、二三〇円」を「三、二七〇円」に改め、同表ギャラリーの項中「二、三〇〇円」を「二、三三〇円」に、「一、八八〇円」を「一、九〇〇円」に改め、同表芸術・文化ワークルームの項中「三、三五〇円」を「三、三九〇円」に、「二、九三〇円」を「二、九七〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二三〇円」に、「一、八八〇円」を「一、九〇〇円」に、「一、一五〇円」を「一、一六〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、〇四〇円」に改め、同表会議室一の項中「一、一五〇円」を「一、一六〇円」に、「九三〇円」を「九四〇円」に改め、同表会議室二の項中「九三〇円」を「九四〇円」に、「七三〇円」を「七四〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

岡山県天神山文化プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第十二号

岡山県天神山文化プラザ条例の一部を改正する条例

岡山県天神山文化プラザ条例（平成十七年岡山県条例第十六号）の一部を次のように改正する。  
別表の三の表アプライトピアノの項、音響機器の項及び映像関係機器の項中「五一〇円」を「五二〇円」に改める。



附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

岡山県津山体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十三号

岡山県津山体育館条例の一部を改正する条例

岡山県津山体育館条例（昭和五十一年岡山県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。  
別表の三の表バスケットボールの項を次のように改める。

バスケットゴール	
壁面式	同
移動式	同
	二四〇円
	四九〇円

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

岡山県津山陸上競技場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十四号

岡山県津山陸上競技場条例の一部を改正する条例

岡山県津山陸上競技場条例（平成六年岡山県条例第十四号）の一部を次のように改正する。  
別表の四の表球技用器具の項中「二、六一〇円」を「二、六四〇円」に改め、同表の備考二中「一〇、四四〇円」を「一〇、五六〇円」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

岡山県災害救助基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十五号

岡山県災害救助基金条例の一部を改正する条例

岡山県災害救助基金条例（昭和三十一年岡山県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「の各号」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、基金に法第二十三条の規定による最少額を超えて積み立てているとき

は、当該最少額を超える部分の金額の範囲内において、基金を取り崩すことができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県健康づくりセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十六号

岡山県健康づくりセンター条例の一部を改正する条例

岡山県健康づくりセンター条例（平成九年岡山県条例第十五号）の一部を次のように改正する。  
別表第二の一の表研修部門の項中「三、〇九〇円」を「三、一五〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、〇五〇円」に、「三、四五〇円」を「三、五一〇円」に、「一、一五〇円」を「一、一七〇円」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

岡山県受動喫煙防止条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十七号

岡山県受動喫煙防止条例

（目的）

第一条 この条例は、受動喫煙が人の健康に悪影響を及ぼすことに鑑み、望まない受動喫煙の防止に関し、基本理念を定め、県、県民、事業者及び管理権原者の責務を明らかにするとともに、望まない受動喫煙を防止するために取り組むべき事項を定めることにより、相互に連携を図りながら望まない受動喫煙の防止に関する取組を総合的かつ効果的に推進し、もって県民が生涯を通じて健康な生活を送ることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 受動喫煙 健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十八条第三号に規定する受動喫煙をいう。
- 二 事業者 施設（敷地を含む。以下同じ。）において事業を営む者をいう。
- 三 管理権原者 施設の管理について権原を有する者をいう。
- 四 既存特定飲食提供施設 健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号。次号において「改正法」という。）附則第二条第二項に規定する既存特定飲食提供施設をいう。

五 喫煙可能室 改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた改正法第三条の規定による改正後の健康増進法第三十三条第三項第一号に規定する喫煙可能室をいう。

(基本理念)

第三条 望まない受動喫煙の防止に関する取組は、県、県民、事業者及び管理権原者の適切な役割分担及び相互の連携協力の下に行われなければならない。

2 望まない受動喫煙の防止に関する取組は、受動喫煙が人の健康に及ぼす悪影響を未然に防止する観点から、正しい知識と理解に基づき適切に行われなければならない。

3 望まない受動喫煙の防止に関する取組は、県民が自らの意思によつて望まない受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することにより、県民が健康な生活を送ることができる社会の実現を目指して行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、望まない受動喫煙の防止に関する施策を総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

(県民の責務)

第五条 県民は、受動喫煙が人の健康に及ぼす悪影響について理解を深め、県が実施する望まない受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者及び管理権原者の責務)

第六条 事業者はその使用する施設において、管理権原者はその管理する施設において、望まない受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。

(施設における望まない受動喫煙の防止のための取組)

第七条 管理権原者は、既存特定飲食提供施設で従業員（二十歳未満の者及び同居の親族を除く。次項において同じ。）が使用されている場合において、当該既存特定飲食提供施設に喫煙可能室を設置しようとするときは、当該既存特定飲食提供施設の屋内の場所の全部の場所を喫煙可能室としなければならない。

2 前項の管理権原者は、喫煙可能室を設置しようとするときは、当該既存特定飲食提供施設の従業員が長時間業務に従事する場所を喫煙可能室としないよう努めなければならない。

(県の施策)

第八条 県は、県民、事業者及び管理権原者（以下「県民等」という。）と連携し、及び協力して、県民等による望まない受動喫煙の防止に関する取組の気運を醸成するとともに、当該取組が推進されるよう環境の整備を図るものとする。

2 県は、望まない受動喫煙の防止に関する取組が、受動喫煙が人の健康に及ぼす悪影響に関する正しい知識に基づき行われるよう、当該知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(体制の整備等)

第九条 県は、望まない受動喫煙の防止に関する施策を推進するため、必要な体制を整備するものとする。

2 県は、望まない受動喫煙の防止に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第七条の規定は、同年十月一日から施行する。

公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十八号

公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(公衆浴場法施行条例の一部改正)

第一条 公衆浴場法施行条例(昭和三十一年岡山県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「原水」を「原水等 原水」に、「第四条第二号ホ及びヲ」を「以下この号及び第七号」に、「注入される水をいう」を「注入される水をいう。）、原湯及び洗いの給水栓又は給湯栓から供給される湯水をいう」に改め、同条に次の三号を加える。

- 五 ろ過装置 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。
- 六 循環式浴槽 湯水の使用量を抑制する目的で、浴槽水を循環させる構造の浴槽をいう。
- 七 貯湯槽 原湯等(原湯又は循環ろ過した浴槽水をいう。第四条第二号ホ及びカにおいて同じ。)を貯留する槽をいう。

第四条第一号ヌ中「こう配」を「勾配」に改め、同号カ中「一時間」を「(浴槽水を再利用する際に浴槽水中の毛髪その他の比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。）、一時間」に改め、同号ソ(2)中「こう配」を「勾配」に改め、同条第二号ニただし書中「(ホ及びへにおいて「循環ろ過水」という。）」を削り、同号ホ中「循環ろ過水又は原湯」を「原湯等」に改め、同号中ソをネとし、レをツとし、同号タ中「原水」を「原水等」に改め、同タを同号ソとし、同号中ヨをレとし、カをタとし、ワをヨとし、同号ヲ中「原湯」を「原湯等」に改め、同ヲを同号カとし、同号ル中「塩素系薬剤」の下に「(モノクロラミンを除く。）」を加え、「〇・二ミリグラム以上〇・四ミリグラム以下」を「〇・四ミリグラム以上」に、「測定結果」を「記録」に改め、同ルを同号ヲとし、同ヲの次に次のように加える。

ワ 浴槽水の消毒にモノクロラミンを使用する場合は、浴槽水中のモノクロラミンの濃度を頻繁に測定し、当該濃度を一リットル中に三・〇ミリグラム以上に保つとともに、その記録を三年間保存すること。

第四条第二号ヌ中「原水」を「原水等」に改め、同ヌを同号ルとし、同号中リをヌとし、チをリとし、トをチとし、同号ヘ中「温湯等は、循環ろ過水」を「湯水は、循環ろ過した浴槽水」に改め、同ヘを同号トとし、同号ホの次に次のように加える。

へ 循環式浴槽は、浴槽水があるときは、ろ過装置及び消毒装置を常に作動させること。  
 第六条第二号イ中「つど」を「都度」に改め、同号ニ中「ヲ及びタからソ」を「カ及びソからネ」に改める。

第七条中「原水（」を「原水等（」に、「除く」を「除く。第一号において同じ」に改め、同条ただし書中「第一号の」を「同号」に、「第二号の」を「第二号」に改め、同条第一号中「原水」を「原水等」に改め、同号ハ中「水素イオン濃度は、PH値」を「水素イオン濃度指数は、」に改め、同号ニ中「は、一リットル」を「が一リットル」に、「である」を「であること又は全有機炭素の量が一リットル中に三・〇ミリグラム以下である」に改め、同号ホを次のように改める。

ホ 大腸菌は、百ミリリットル中に検出されないこと。

第七条第二号ロ中「は、一リットル」を「が一リットル」に、「である」を「であること又は全有機炭素の量が一リットル中に八・〇ミリグラム以下である」に改め、同号ハ中「は、一ミリリットル」を「（グラム陰性の無芽胞性の桿菌<sup>かん</sup>であつて乳糖を分解して酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）は、一ミリリットル」に改める。

（旅館業法施行条例の一部改正）

第二条 旅館業法施行条例（昭和四十五年岡山県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第四号イ中「第六条第一項第二号」を「第六条第一項第一号」に改め、同イただし書中「（ロ及びハにおいて「循環ろ過水」という。）を削り、同号ロ中「循環ろ過水又は」を「原湯等（」に、「ト及びリ」を「チ」に、「同じ」を「同じ。）又は循環ろ過した浴槽水をいう。ルにおいて同じ」に改め、同号中タをソとし、ヨをレとし、同号カ（）中「は、一リットル」を「が一リットル」に、「である」を「であること又は全有機炭素の量が一リットル中に八・〇ミリグラム以下である」に改め、同カ（）中「大腸菌群」の下に「（グラム陰性の無芽胞性の桿菌<sup>かん</sup>であつて乳糖を分解して酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）を加え、同カを同号タとし、同号ワ中「原水」を「原水等」に改め、同ワ（）中「水素イオン濃度は、PH値」を「水素イオン濃度指数は、」に改め、同ワ（）中「は、一リットル」を「が一リットル」に、「である」を「であること又は全有機炭素の量が一リットル中に三・〇ミリグラム以下である」に改め、同ワ（五）を次のように改める。

（五）大腸菌は、百ミリリットル中に検出されないこと。

第四条第四号中ワをヨとし、ヲをカとし、同号ル中「原水」を「原水等」に、「ワ又はカ」を「ヨ又はタ」に改め、同ルを同号ワとし、同号中ヌをヲとし、同号リ中「貯湯槽に」を「貯湯槽（原湯等を貯留する槽をいう。以下この号において同じ。）に」に、「原湯」を「原湯等」に改め、同リを同号ルとし、同号チ中「塩素系薬剤」の下に「（モノクロラミンを除く。）」を加え、「〇・二ミリグラム以上〇・四ミリグラム以下」を「〇・四ミリグラム以上」に、「測定結果」を「記録」に改め、同チを同号リとし、同リの次に次のように加える。

ヌ 共同浴室の浴槽水の消毒にモノクロラミンを使用する場合は、浴槽水中のモノクロラミンの濃度を頻繁に測定し、当該濃度を一リットル中に三・〇ミリグラム以上に保つとともに、その記録を三年間保存すること。

第四条第四号ト中「原水〔を「原水等（原水〔に、「以下この号において同じ。）及び」を〕、原湯及び洗い場の給水栓又は給湯栓から供給される湯水をいう。以下この号において同じ。及び」に改め、同トただし書中「原水」を「原水等」に、「ワ」を「ヨ」に改め、同トを同号チとし、同号中へをトとし、ホをへとし、ニをホとし、同号ハ中「温湯等は、循環ろ過水」を「湯水は、循環ろ過した浴槽水」に改め、同ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 循環式浴槽（湯水の使用量を抑制する目的で、浴槽水を循環させる構造の浴槽をいう。）は、浴槽水があるときは、ろ過装置（浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。以下この号及び第六条第一項第一号ハにおいて同じ。）及び消毒装置を常に作動させること。

第六条第一項第一号ハ中「、一時間」を「（浴槽水を再利用する際に浴槽水中の毛髪その他の比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。）、一時間」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び岡山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十九号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び岡山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

第一条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十の項中(12)を削り、(11)を(12)とし、同項(10)の次に次のように加える。

(11) 法第二十一条の五第二項の規定による動物の種類ごとの数等の届出の受理

別表第一の四十の項中(57)を(62)とし、(22)から(56)までを五ずつ繰り下げ、同項(21)中「第二十五条第一項から第三項」を「第二十五条第二項から第四項」に改め、同(21)を同項(25)とし、同(25)の次に次のように加える。

(26) 法第二十五条第五項の規定による報告の徴収及び立入検査

別表第一の四十の項(20)中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同(20)を同項(23)とし、同(23)の次に次のように加える。

(24) 第二十五条第一項の規定による指導及び助言

別表第一の四十の項(19)中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に、「の規定による勧告」を「(第二項を除く。)の規定による勧告、公表」に改め、同(19)を同項(22)とし、同項(18)中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に、「の規定」を「(第五号に係る部分を除く。)の規定」に改め、同(18)を同項(21)とし、同項中(17)を(20)とし、同項(16)中「第二十四条の二」を「第二十四条の二の二」に改め、同(16)を同項(19)とし、同項中(15)を(16)とし、同(16)の次に次のように加える。

- (17) 法第二十四条の二第二項及び第二項の規定による勧告及び命令  
(18) 法第二十四条の二第三項の規定による報告の徴収及び立入検査

別表第一の四十の項(14)中「勧告」の下に「、公表」を加え、同(14)を同項(15)とし、同項(13)中「第二十一条の六第三項」を「第二十二条の六」に改め、同(13)を同項(14)とし、同(14)の前に次のように加える。

- (13) 法第二十二条第四項の規定による動物取扱責任者研修の実施の委託

(岡山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 岡山県動物の愛護及び管理に関する条例(平成十三年岡山県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「第二十六条第一項の」を「第二十五条の二に規定する」に改める。

第二十一条第一項中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に、「含む。」を「含む。」、法第二十四条の二第三項、法第二十五条第五項」に、「ため、」を「ため、法第三十七条の三第一項の規定により」に改める。

#### 附則

この条例は、令和二年六月一日から施行する。

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第二十号

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三十四号中「(毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)第三十六条の七第一項第一号に規定する製剤製造業者等(以下「製剤製造業者等」という。)に係るものに限る。)」を削り、同条第三十五号を削り、同条第三十六号中「第四条第四項」を「第四条第三項」に改め、同条第三十七号とし、同条第三十七号中「第四条第四項」を「第四条第三項」に改め、「(製剤製造業者等に係るものに限る。)」を削り、同条第三十六号とし、同条第三十八号を削り、同条第三十九号中「一万七千三百円」を「一万千円」に改め、同条第三十七号とし、同条第四十号中

「(製剤製造業者等に係るものに限る。)」を削り、同条を同条第三十八号とし、同条第四十一号を削り、同条第四十二号中「第三十五条」を「(昭和三十年政令第二百六十一号)第三十五条」に改め、「毒物又は劇物の販売業の」を削り、同条を同条第四十号とし、同条中第四十四号を第四十一号とし、第四十五号から第六十号までを三号ずつ繰り上げ、同条第六十一号中「六千三百円」を「六千四百円」に改め、同条を同条第五十八号とし、同条中第六十二号を第五十九号とし、第六十三号から第六十八号までを三号ずつ繰り上げ、同条第六十九号中「一万四千九百円」を「一万五千元」に改め、同条を同条第六十六号とし、同条中第七十号を第六十七号とし、第七十一号から第七十五号までを三号ずつ繰り上げ、同条中第七十六号を削り、第七十七号を第七十三号とし、第七十八号から第三十七号までを四号ずつ繰り上げ、同条第三百三十八号中「二千七百三十円」を「二千七百六十円」に改め、同条を同条第三百三十四号とし、同条中第三百三十九号を第三百三十五号とし、第四百十号から第四百十九号までを四号ずつ繰り上げる。

第四条第一項中「第六十一号又は第三百三十一号」を「第五十八号又は第二百二十七号」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十一号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例(平成十二年岡山県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条中「別表第三」を「別表」に改め、同条を第二条とする。

第四条中「。別表第一において「政令」という。」を削り、同条を第三条とし、第五条を第四条とする。

別表第一及び別表第二を削り、別表第三中「第三条」を「第二条」に改め、同表の第一の二の1中「食品等」を「食品、添加物及び容器包装」に改め、同第一の三の1中「水道水」を「水道法(昭和三十三年法律第七十七号)に基づく水道事業の用に供する水道又は専用水道若しくは貯水槽水道から供給される水(以下「水道水」という。)」に改め、同表の第二の三十一中「めん類製造業」を「麺類製造業」に改め、同表を別表とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年六月一日から施行する。

(経過措置)



2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）附則第五条の規定による同法第一条の規定による改正前の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十条第二項の規定により定められた基準は、この条例による改正前の第二条の規定による基準とする。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十二号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十六年岡山県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「五年間」を「十年間」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

岡山県工業技術センター手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十三号

岡山県工業技術センター手数料等徴収条例の一部を改正する条例

岡山県工業技術センター手数料等徴収条例（昭和三十六年岡山県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

別表試験及び鑑定手数料の項中「一七、七八〇円」を「一七、九三〇円」に改め、同表設備使用料の項中「二一、五九〇円」を「二一、八九〇円」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十四号

岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例

岡山県岡山セラミックスセンター条例（平成二年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表の二の表分析機器の項中「三、四三〇円」を「三、四九〇円」に、「一三、二五〇円」を「一三、三七〇円」に、

「紫外可視分光光度計	一時間につき	一、九九〇円
「エックス線回折装置	一時間につき	五、一七〇円

を「二、〇一〇円」に、「二、〇

七〇円」を「二、〇九〇円」に、「一五、一四〇円」を「一五、二九〇円」に、「二、〇九〇円」を「二、一一〇円」に、「二、二八〇円」を「二、三〇〇円」に、「九、五二〇円」を「九、六〇〇円」に、「一〇、二六〇円」を「一〇、三六〇円」に改め、同表試験機器の項中「一、五〇〇円」を「一、五一〇円」に、「一、一六〇円」を「一、一七〇円」に、「四、〇一〇円」を「四、〇七〇円」に、「一七、五二〇円」を「一七、七八〇円」に、「二五、一七〇円」を「二五、六〇〇円」に、「五六、六九〇円」を「五七、二五〇円」に、「七二、一六〇円」を「七二、九三〇円」に、「三〇、五八〇円」を「三〇、九二〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二二〇円」に、「六五、一八〇円」を「六五、八八〇円」に、

「熱間曲げ試験機

「熱間曲げ試験機	八時間につき	二九、八四〇円
「細孔分布測定装置	一時間につき	六、〇六〇円

を「二九、八四〇円」に改め、同表

試作加工機器の項中「三、四二〇円」を「三、四五〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、三三〇円」に、「

「粉砕機	一時間につき	五八〇円
「精密平面研削盤	一時間につき	五八〇円
「前扉式高温電気炉	八時間につき	一六、五二〇円
「炉床昇降式高温炉	八時間につき	一四、五〇〇円

に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

岡山県立職業能力開発発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第二十五号

岡山県立職業能力開発発校条例の一部を改正する条例

第一条 岡山県立職業能力開発発校条例（昭和四十四年岡山県条例第四十三号）の一部を次のように改

正する。

第四条第一号中「いう」を「いう。第六条第一項において同じ」に改める。

第六条を第九条とし、第五条の次に次の三条を加える。

(入校選考料)

第六条 能力開発校(普通課程に限る。)に入校を願ひ出る者は、入校選考料を納付しなければならない。

2 入校選考料の額は、二千二百円とする。

3 入校選考料は、入校願書に相当額の岡山県収入証紙を貼って納付しなければならない。

(入校選考料の減免)

第七条 知事は、特に必要があると認めるときは、入校選考料を減免することができる。

(入校選考料の還付)

第八条 既納の入校選考料は、還付しない。ただし、知事が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

第二条 岡山県立職業能力開発校条例の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「次条第二号」を「第三項及び次条第二号」に改め、同条第三項中「職業の」を「能力開発校において職業の」に、「行う」を「行う短期課程(職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。)」の」に改める。

第四条第一号二中「二年以下」を「三年以下」に改める。

第九条を第十条とし、第八条(見出しを含む。)中「入校選考料」を「授業料等」に改め、同条を第九条とする。

第七条の見出しを「(授業料等の減免)」に改め、同条中「入校選考料」を「授業料並びに入校選考料及び入校料(以下「授業料等」という。)」に改め、同条を第八条とする。

第六条の見出しを「(入校選考料及び入校料)」に改め、同条第一項中「(普通課程に限る。)」を削り、「、入校選考料」を「入校選考料を、入校する者は入校料」に改め、同条第二項中「の額は、二千二百円」を「及び入校料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 入校選考料 二千二百円

二 入校料 五千六百五十円

第六条第三項中「、入校願書に」を「入校願書に、入校料は知事が別に定めるところにより、」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(授業料)

第六条 能力開発校(普通課程に限る。次条第一項において同じ。)の訓練生は、授業料を納付しなければならない。

2 授業料の額は、年額十一万八千八百円とする。

3 授業料は、規則で定めるところにより前期及び後期の二期に区分して、それぞれ前項の額の二

分の一に相当する額を徴収するものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定による改正後の岡山県立職業能力開発校条例第六条並びに第八条及び第九条（授業料に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後に能力開発校（同条例第一条第一項に規定する能力開発校をいう。）（普通課程（職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に規定する普通課程をいう。）に限る。）の訓練生となった者について適用する。

岡山県農林水産総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十六号

岡山県農林水産総合センター条例の一部を改正する条例

岡山県農林水産総合センター条例（平成二十二年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項を次のように改める。

3 知事は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）に基づき、授業料の減免を行うものとする。ただし、休学した者については、規則で定めるところにより、授業料の減免を行うものとする。

別表第一の一の表生物科学研究所の項中「三四、七七〇円」を「三五、二五〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、〇四〇円」に改め、別表第一の二の表森林研究所の項中「三、八三〇円」を「三、八

木工機械一式	一時間につき	二六〇円
実験用木材乾燥機	一時間につき	三、四〇〇円
高温乾燥機	一時間につき	一、三三〇円
恒温恒湿器	一時間につき	一、一〇〇円

八〇円」に、

を

「恒温恒湿器 一時間につき 一、一一〇円」に、「一、七五〇円」を「一、

七七〇円」に改め、同表の備考を次のように改める。

備考 利用時間が単位未満であるとき又は利用時間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の時間を一単位として計算する。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第二十七号

岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県農林水産関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十九号に次のように加える。

チ 豚又はいのししへの豚熱予防注射 一回につき二百三十円

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

岡山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第二十八号

岡山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県道路占用料徴収条例（昭和四十三年岡山県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「」に一・一を乗じて得た」を「」に、当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた」に改め、同項ただし書中「一・一を乗じて得た」を「、当該各年度において当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第二条関係）

法第三十二條 第一項 第一号に掲げる工作物	占用物件				単位 一本につき一年	占用物件の所在地				
	第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
第一種電柱	第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地	
	一、七〇〇円	二、六〇〇円	三、五〇〇円	一、五〇〇円	一、七〇〇円	七三〇円	五一〇円	四二〇円	三八〇円	
	一、五〇〇円	一、一〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、〇〇〇円	六五〇円	四六〇円	三八〇円	三四〇円	
	二、四〇〇円	一、〇〇〇円	七三〇円	七三〇円	六一〇円	五四〇円				



令和2年3月24日 岡山県公報 号外

幕(令第)	旗ざお		標識	看板(ア) 一時的に 設けるもの を除く。		その他のもの	法第三十二條第一項第三号及び第四号に掲げる施設			法第三十二條第一項第三号及び第四号に掲げる施設			外径が一メートル以上のもの	ル以上一メートル未満のもの
	祭礼、縁	その他のもの		その他のもの	表示面積(平方メートル)につき一年		表示面積(平方メートル)につき一月	占用面積(平方メートル)につき一月	その他のもの	上空に設ける通路	地下に設ける通路	階数が二以上のもの		
その面	一本につき一月	一本につき一日	一本につき一年	表示面積(平方メートル)につき一年	表示面積(平方メートル)につき一月	占用面積(平方メートル)につき一月	その他のもの	上空に設ける通路	地下に設ける通路	階数が三以上のもの	階数が二以上のもの	階数が一以上のもの	占用面積(平方メートル)につき一年	
二五〇円	二、五〇〇円		二、四〇〇円	二五、〇〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円		一三、〇〇〇円	七、六〇〇円	三、一〇〇円	二五〇円	四三三円	二、一〇〇円	一、八〇〇円
四三三円	四三〇円		一、〇〇〇円	四、三〇〇円	四三〇円	四三〇円		二、一〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	四三三円	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	一、三〇〇円	七八〇円
一九円	一九〇円		七三〇円	一、九〇〇円	一九〇円	一九〇円		九三〇円	五六〇円	九一〇円	一九円	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	九一〇円	五五〇円
一〇円	九六円		六一〇円	九六〇円	九六円	九六円		四八〇円	二九〇円	七六〇円	一〇円	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額	七六〇円	四五〇円
七円	六七円		五四〇円	六七〇円	六七円	六七円		三三三〇円	二〇〇円	六八〇円	七円		六八〇円	四一〇円





令第七 条第十 一号に 掲げる 物 設 建 築	架の道路の路面下に 設けるもの	を乗じて得た額	を乗じて得た額	を乗じて得た額	を乗じて得た額	を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額
令第七 条第十 三号に 掲げる 施設	トンネルの上又は自 動車専用道路(高架 のものに限る。)の 路面下に設けるもの	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額
令第七 条第十 二号に掲げる器 具	上空に設けるもの	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額
その他のもの	その他のもの	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

道路法に基づく県道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十九号

道路法に基づく県道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

例 道路法に基づく県道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例(平成二十四年岡山県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「停車帯」の下に「、自転車通行帯」を加え、同条第五項中「の車道」の下に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第六条第二項中「副道」の下に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

(自転車通行帯)

第八条の二 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場

合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、一・五メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。  
第十条第一項中「又は第四種の道路」を「第四級及び第五級を除く。次項において同じ。」又は第四種（第三級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が一時間につき六十キロメートルであるもの」に改め、同条第二項中「道路」を「道路で設計速度が一時間につき六十キロメートルであるもの」に改める。

第十一条第一項中「自転車道」の下に「又は自転車通行帯」を加える。

第十二条第一項中「自転車道」の下に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第三十三条第三号中「車道」の下に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第四十三条中「第八条」の下に「、第八条の二第三項」を加える。

別図1(2)中「117の2-A」を「117の3-A」に改め、同(2)中「117の2-B」を「117の3-B」に改め、同(2)中「118の3-A」を「118の4-A」に改め、同(2)中「118の3-B」を「118の4-B」に改め、同(2)中「118の4-A」を「118の5-A」に改め、同(2)中「118の4-B」を「118の5-B」に改め、同(3)中「118の4-C」を「118の5-C」に改め、同(3)中「118の4-D」を「118の5-D」に改める。

#### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第三十号

岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例

岡山県立都市公園条例（昭和四十一年岡山県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「四四〇円」を「五一〇円」に、「四円」を「五円」に、「一七円」を「一九円」に、「七九〇円」を「九一〇円」に、「六六〇円」を「七三〇円」に、「六円」を「七円」に、「二五円」を「二七円」に、「一、二一〇〇円」を「一、二三〇〇円」に改める。

別表第五の二の(二)のハの表照明設備使用料の項中「三四、〇〇〇円」を「三四、三七〇円」に、「六七九〇円」を「六、八六〇円」に、「二五、七六〇円」を「二六、〇四〇円」に、「五、一五〇円」を「五、二〇〇円」に改め、別表第五の二の(三)のイの(イ)の表時間帯による使用の項中「二、五三〇円」を「二、五五〇円」に、「五、〇八〇円」を「五、一三〇円」に、「五〇、九八〇円」を「五一、五四〇円」に、「二五、四八〇円」を「二五、七六〇円」に、「三、〇七〇円」を「三、一〇〇円」に、「六一、一五〇円」を「六一、二一〇円」に、「六一、六〇〇円」を「六一、二七〇円」に、「三〇、七八〇円」

を「三一、一一〇円」に、「一〇、一八〇円」を「一〇、二九〇円」に、「一〇一、九七〇円」を「一〇三、〇九〇円」に、「一〇、六一〇円」を「一〇、七二〇円」に、「二一、二三〇円」を「二一、四六〇円」に、「二二、四四〇円」を「二二、四、七七〇円」に、「二〇六、二二〇円」を「二〇七、三七〇円」に改め、同表時間帯によらない使用の項中「一、三六〇円」を「一、三七〇円」に、「二、六四〇円」を「二、六六〇円」に、「二六、五四〇円」を「二六、八三〇円」に、「一三、二六〇円」を「一三、四〇〇円」に改め、別表第五の二の(三)のイの(ロ)の表時間帯による使用の項中「一、五八〇円」を「一、五九〇円」に、「二五、九一〇円」を「二六、〇八〇円」に、「七、九五〇円」を「八、〇三〇円」に、「一、九〇〇円」を「一、九二〇円」に、「一九、一〇〇円」を「一九、三二〇円」に、「九、五四〇円」を「九、六四〇円」に、「三、一七〇円」を「三、二〇〇円」に、「三一、八五〇円」を「三一、二〇〇円」に、「六、六九〇円」を「六、七六〇円」に、「六六、九一〇円」を「六七、六四〇円」に、「三三、四五〇円」を「三三、八一〇円」に改め、同表時間帯によらない使用の項中「八、四八〇円」を「八、五七〇円」に、「四、二三〇円」を「四、二七〇円」に改め、別表第五の二の(三)のイの(ハ)の表時間帯による使用の項中「三、一七〇円」を「三、二〇〇円」に、「三、八一〇円」を「三、八五〇円」に、「六、三六〇円」を「六、四二〇円」に、「二三、二六〇円」を「二三、四〇〇円」に改め、同表時間帯によらない使用の項中「一、六九〇円」を「一、七〇〇円」に改め、別表第五の二の(三)のイの(ホ)の表照明設備の項中「三六、六三〇円」を「三七、〇三〇円」に、「一八三、二三〇円」を「一八五、二四〇円」に改め、同表スコアボードの項中「四、〇二〇円」を「四、〇六〇円」に改め、同表報道用放送室の項中「五、七三〇円」を「五、七九〇円」に改め、同表放送設備の項中「四、八七〇円」を「四、九二〇円」に改め、同表室内練習場の項及びトレーニングルームの項中「一、五八〇円」を「一、五九〇円」に改め、同表大会関係者室の項中「六三〇円」を「六四〇円」に改め、同表発券所の項中「六二〇円」を「六三〇円」に改め、同表更衣室Aの項中「二、一四〇円」を「二、一六〇円」に改め、同表会議室の項中「六三〇円」を「六四〇円」に改め、同表冷暖房設備(武道場)の項中「五一〇円」を「五二〇円」に改め、同表バッテリーングージの項中「二、一〇〇円」を「二、一二〇円」に改め、同表プロテクターの項及びスカッシュラケット(ボール付き)の項中「四三〇円」を「四四〇円」に改め、別表第五の二の(三)のロの(イ)の表時間帯による使用の項中「一、七九〇円」を「一、八〇〇円」に、「三、五九〇円」を「三、六二〇円」に、「三六、一〇〇円」を「三六、四九〇円」に、「一八、〇四〇円」を「一八、二三〇円」に、「二、一三〇円」を「二、二五〇円」に、「四、三三〇円」を「四、三七〇円」に、「四三、五五〇円」を「四四、〇二〇円」に、「二一、七六〇円」を「二一、九九〇円」に、「七、二二〇円」を「七、二八〇円」に、「七二、二二〇円」を「七三、〇一〇円」に、「七、五三〇円」を「七、六一〇円」に、「一五、〇七〇円」を「一五、一三〇円」に、「一五〇、八三〇円」を「一五二、四八〇円」に、「七五、四一〇円」を「七六、二三〇円」に改め、同表時間帯によらない使用の項中「九四〇円」を「九五〇円」に、「一、九〇〇円」を「一、九二〇円」に、「一九、一〇〇円」を「一九、三一〇円」に、「九、五四〇円」を「九、六四〇円」に改め、別表第五の二の(三)のロの(ロ)の表照明設備の項中「七、三一〇円」を「七、三九〇円」に、「三六、六三〇円」を「三七、〇三〇円」に改め、同表スコアボードの項及び放送設備の項中「六二〇円」を「六三〇円」

に改め、同表大会関係者室の項中「六三〇円」を「六四〇円」に改め、別表第五の二の(三)のハの表時間帯による使用の項中「四、二三〇円」を「四、二七〇円」に、「六二〇円」を「六三〇円」に、「六、三六〇円」を「六、四二〇円」に、「五一〇円」を「五二〇円」に、「一、〇四〇円」を「一、〇五〇円」に、「一〇、六一〇円」を「一〇、七二〇円」に、「八、四八〇円」を「八、五七〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一二〇円」に、「二二、一三〇円」を「二二、四六〇円」に改め、同表時間帯によらない使用の項中「二、一〇〇円」を「二、一二〇円」に改め、別表第五の二の(三)のホの表時間帯による使用の項中「二、三三〇円」を「二、三五〇円」に、「四六、七二〇円」を「四七、一三〇円」に、「三三、三五〇円」を「三三、六〇〇円」に、「二、八五〇円」を「二、八八〇円」に、「五七、三五〇円」を「五七、九八〇円」に、「二八、六七〇円」を「二八、九八〇円」に、「四、六六〇円」を「四、七二〇円」に、「九三、四六〇円」を「九四、四八〇円」に、「六、五六〇円」を「六、六三〇円」に、「一三二、七一〇円」を「一三三、一五〇円」に、「六五、八五〇円」を「六六、五七〇円」に改め、同表時間帯によらない使用の項中「一、二六〇円」を「一、二七〇円」に、「二五、四八〇円」を「二五、七六〇円」に、「二二、七四〇円」を「二二、八八〇円」に改め、別表第五の二の(三)のヘの表研修棟の項中「一、二六〇円」を「一、二七〇円」に、「六二〇円」を「六三〇円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第六条第一項又は第三項の許可を受けている占用物件に係る占用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に占用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

岡山県流域下水道事業の設置等に関する条例及び岡山県公営企業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十一号

岡山県流域下水道事業の設置等に関する条例及び岡山県公営企業条例の一部を改正する条例次に掲げる条例の規定中「第二百四十三条の二第八項」を「第二百四十三条の二の二第八項」に改める。

一 岡山県流域下水道事業の設置等に関する条例(平成三十年岡山県条例第六十八号)第六条

二 岡山県公営企業条例(昭和四十一年岡山県条例第六十四号)第七条

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十二号

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県土木関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一項第六十八号中「四十三万三千百三十円」を「四十三万五千二百十円」に改め、同項第七十七号中「八十九万九百六十円」を「八十九万九千六百円」に改め、同項第九十七号イ(3)(i)を次のように改める。

- (i) 共用部分(人の居住のみの用に供するものに限る。以下この号、別表第十一及び別表第十七において同じ。)がある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - (一) 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項第一号に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(以下「誘導基準」という。)による各住戸のエネルギーの消費量の合計に共用部分のエネルギーの消費量を加算して共同住宅等全体のエネルギーの消費量を算定する方法を用いる場合 別表第九の上欄に掲げる戸数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及び別表第十一の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額を合算した額
  - (二) 誘導基準による各住戸のエネルギーの消費量を合計して共同住宅等全体のエネルギーの消費量を算定する方法を用いる場合 別表第九の上欄に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

第二条第一項第九十七号イ(4)(i)を次のように改める。

- (i) 共用部分がある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - (一) 非居住部分以外の部分について(3)(i)(一)の方法を用いる場合 別表第九の上欄に掲げる戸数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額、別表第十一の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及び別表第十三の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額を合算した額
  - (二) 非居住部分以外の部分について(3)(i)(二)の方法を用いる場合 別表第九の上欄に掲げる戸数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及び別表第十三の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額を合算した額

第二条第一項第九十七号ロ(3)(i)を次のように改める。

- (i) 共用部分がある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - (一) イ(3)(i)(一)の方法を用いる場合 別表第十の上欄に掲げる戸数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及び別表第十二の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額を合算した額

(二) イ(3)イ(二)の方法を用いる場合 別表第十の上欄に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

第二条第一項第九十七号ロ(4)イを次のように改める。

(i) 共用部分がある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) 非居住部分以外の部分についてイ(3)イ(一)の方法を用いる場合 別表第十の上欄に掲げる戸数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額、別表第十二の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及び別表第十四の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額を合算した額

(二) 非居住部分以外の部分についてイ(3)イ(二)の方法を用いる場合 別表第十の上欄に掲げる戸数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及び別表第十四の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額を合算した額

別表第十七の備考を次のように改める。

備考

一 この表の床面積の合計は、当該申請に係る建築物のうち非居住部分以外の部分の床面積（当該建築物に共用部分がある場合において、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に基づき非居住部分以外の部分のエネルギー消費量（同令第一条第一項第一号イに規定する設計一次エネルギー消費量、同号イに規定する基準一次エネルギー消費量又は同令第十条第一号ロ(1)に規定する誘導基準一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）を単位住戸（同令第一条第一項第二号イ(1)に規定する単位住戸をいう。）のエネルギー消費量を合計して算定する場合は、共用部分の床面積を除く。備考二において同じ。）について算定する。

二 住戸及び建築物全体に係る申請が同時に行われる場合において、この表の床面積の合計は、当該建築物全体に係る非居住部分以外の部分の床面積について算定する。

別表第十九及び別表第二十を次のように改める。

別表第十九（第二条関係）

床面積の合計	金 額	
	仕様基準による場合	性能基準等による場合
二百平方メートル未満のもの	一万八千円	モデル住宅法による場合 一万八千円
二百平方メートル以上のもの	一万九千四百円	その他の場合 三万五千四百円

備考 「仕様基準」、「性能基準等」及び「モデル住宅法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち知事が別に定めるものをいう。

別表第二十（第二条関係）

金 額
-----

床面積の合計	仕様基準による場合	性能基準等による場合	
		フロア入力法による場合	その他の場合
三百平方メートル未満のもの	三万四千円	三万四千円	七万千五百円
三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	五万九千円	五万九千円	十一万九千円
二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十万七千円	十万七千円	二十万三千円
五千平方メートル以上のもの	十六万千円	十六万千円	二十九万千円

備考

一 「仕様基準」、「性能基準等」及び「フロア入力法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち知事が別に定めるものをいう。

二 別表第十七の備考の規定は、この表について準用する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。



岡山県洪川青年の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十三号

岡山県洪川青年の家条例の一部を改正する条例

岡山県洪川青年の家条例（昭和三十八年岡山県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表の二の(一)の表第一研修室の項及び第二研修室の項中「一、一三〇円」を「一、一四〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五二〇円」に、「三、〇一〇円」を「三、〇五〇円」に、「四、五二〇円」を「四、五八〇円」に改め、同表第三研修室の項中「一、〇七〇円」を「一、〇八〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、六二〇円」に改め、同表一―A研修室の項中「七四〇円」を「七五〇円」に改め、同表三―D研修室の項及び三―E研修室の項中「一、四四〇円」を「一、四六〇円」に、「一、九二〇円」を「一、九四〇円」に、「三、八五〇円」を「三、九〇〇円」に、「五、七七〇円」を「五、八五〇円」に改め、同表ラウンジの項中「九三〇円」を「九四〇円」に、「一、二五〇円」を「一、二六〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五三〇円」に、「三、七六〇円」を「三、八一〇円」に改め、同表体育館の項中「一四、七六〇円」を「一四、九六〇円」に、「一九、六八〇円」を「一九、九五〇円」に、「三九、三八〇円」を「三九、九三〇円」に、「五九、〇八〇円」を「五九、九〇〇円」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

岡山県青少年教育センター閑谷学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十四号

岡山県青少年教育センター閑谷学校条例の一部を改正する条例

岡山県青少年教育センター閑谷学校条例（昭和四十年岡山県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表の一の(二)のイの表第一研修室の項中「一、七五〇円」を「一、七七〇円」に、「二、三四〇円」を「二、三七〇円」に、「四、六八〇円」を「四、七四〇円」に、「七、〇三〇円」を「七、一二〇円」に改め、同表第二研修室の項から第四研修室の項までの規定中「九六〇円」を「九七〇円」に、「一、二九〇円」を「一、三〇〇円」に、「二、五九〇円」を「二、六二〇円」に、「三、八九〇円」を「三、九四〇円」に改め、同表第五研修室の項中「七八〇円」を「七九〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、〇四〇円」に、「二、〇八〇円」を「二、一〇〇円」に、「三、一三〇円」を「三、一七〇円」に改め、同表会議室の項中「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に、「一、三七〇円」を「一、三八〇円」に、「二、七六〇円」を「二、七九〇円」に、「四、一四〇円」を「四、一九〇円」に改め、同表視聴覚室の項中「一、七五〇円」を「一、七七〇円」に、「二、三四〇円」を「二、三七〇円」に、「四、六八〇円」を「四、七四〇円」に、「七、〇三〇円」を「七、一二〇円」に改め、同表プレイホールの項中「六、二八〇円」を「六、三六〇円」に、「八、三七〇円」を「八、四八〇円」に、「一六、七五〇円」を「一六、九八〇円」に、「二五、一三〇円」を「二五、四八〇円」に改め、別表の一の(二)のロの表プレイホールの項中「一、二一〇円」を「一、二二〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十五号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年岡山県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「この項」の下に「及び次条」を加える。

本則に次の一条を加える。

（義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等に関する措置）



第七条 義務教育諸学校等の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずる措置については、義務教育諸学校等の教育職員の服務を監督する教育委員会が定めるものとする。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

岡山県生涯学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第三十六号

岡山県生涯学習センター条例の一部を改正する条例

岡山県生涯学習センター条例（平成八年岡山県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表大研修室の項の次に次のように加える。

中研修室	二、〇八〇円	二、七八〇円	二、〇八〇円	五、七四〇円	五、七四〇円	八、五八〇円
------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

別表の一の表ミーティング室二の項中「四四〇円」を「四五〇円」に、「五九〇円」を「六〇〇円」に、「二、一九〇円」を「二、二二〇円」に、「一、八二〇円」を「一、八六〇円」に改め、同表ミーティング室五の項中「一、〇三〇円」を「一、〇四〇円」に、「一、三八〇円」を「一、三九〇円」に、「二、八四〇円」を「二、八七〇円」に、「四、二五〇円」を「四、二九〇円」に改め、同項の次に次のように加える。

ミーティング室六	四二〇円	五七〇円	四二〇円	一、一五〇円	一、一五〇円	一、七七〇円
----------	------	------	------	--------	--------	--------

別表の一の表パソコン教室一の項を削り、同表パソコン教室二の項中「パソコン教室二」を「パソコン教室」に改め、同表録画・録音スタジオの項を次のように改める。

スタジオ	二、〇八〇円	二、七八〇円	二、〇八〇円	五、七四〇円	五、七四〇円	八、五八〇円
------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

別表の一の表編集室の項を削り、同表サイエンスドームの項中「五〇、四九〇円」を「五一、〇四〇円」に、「六七、三三〇円」を「六八、〇七〇円」に、「一三四、六七〇円」を「一三六、一五〇円」に、「二〇二、〇二〇円」を「二〇四、二四〇円」に、「八、七六〇円」を「八、八五〇円」に、「一一、六九〇円」を「一一、八一〇円」に、「二三、四〇〇円」を「二三、六五〇円」に、「三五、〇九〇円」を「三五、四七〇円」に改め、同表科学体験・学習広場の項中「五、七一〇円」を「五、七七〇円」に、「七、六一〇円」を「七、六九〇円」に、「一五、二五〇円」を「一五、四一〇円」に、「二二、八八〇円」を「二三、一三〇円」に改め、同表企画展示室の項中「二、〇八〇円」を「二、一〇〇円」に、「二、七九〇円」を「二、八二〇円」に、「五、五九〇円」を「五、六五〇円」に、「八、三八〇円」を「八、四七〇円」に改め、同表プロデューズセンターの項中「一、七〇〇円」を「一、七一〇円」に、「二、二八〇円」を「二、三〇〇円」に、「四、五七〇円」を「四、六二〇円」に、「六、八五〇円」

を「六、九二〇円」に改め、別表の二の表視聴覚室の項及び大研修室の項中「五三〇円」を「五四〇円」に改め、同項の次に次のように加える。

中研修室	二七〇円	一二二〇円
------	------	-------

別表の二の表ミーティング室五の項の次に次のように加える。

ミーティング室五	五〇円	四〇円
----------	-----	-----

別表の二の表パソコン教室一の項を削り、同表パソコン教室二の項中「パソコン教室二」を「パソコン教室」に改め、同表録画・録音スタジオの項中「録画・録音スタジオ」を「スタジオ」に改め、同表編集室の項を削り、同表サイエンスドームの項中「一、一九〇円」を「一、二〇〇円」に、「一、一二〇円」を「一、一三〇円」に改め、別表の三の表ピアノの項中「一、〇〇〇円」を「一、〇一〇円」に改め、同表陶芸窯の項中「九一〇円」を「九二〇円」に改め、別表の四の表六十五歳未満の者の項中「五一〇円」を「五二〇円」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第三十七号

岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例

岡山県警察職員定員条例（昭和三十二年岡山県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。  
第一条第一項第二号中「四四五人」を「四四六人」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

◎ 岡山県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に鑑み、高圧ガス保安法等に基づく圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器検査又は容器再検査の実施に係る手数料の額を定めるものである。

◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

統計法施行令の一部改正に伴い、知事の権限に属する事務のうち各市町村が処理することとしている事務から、統計法及び同令に基づく商業動態統計調査規則に係る統計調査員の設置等に関する事務を除くこととする等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県が設立する地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する額を定める条例について

地方独立行政法人法の一部改正により役員等の損害賠償責任の一部の免除に関する制度が創設されたことに鑑み、県が設立する地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部の免除に関する額を定めるものである。

◎ 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法の一部改正により監査専門委員の制度が創設されたことに鑑み、監査専門委員の報酬及び費用弁償の額を定めるものである。

◎ 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について

地方自治法の一部改正により普通地方公共団体の長等の損害賠償責任が見直されたことに鑑み、損害賠償責任の一部の免責に関し必要な事項を定めるものである。

◎ 岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例について

事務事業の改善合理化及び新しい行政課題への対応を図るとともに、児童生徒数の動向を勘案し、職員等の定数を改めるものである。

◎ 岡山県税条例の一部を改正する条例について

教育の再生、産業の振興及び安心で豊かさが実感できる地域の創造を図るための所要財源の一部に充てるため、法人県民税に係る法人税割の特例措置の適用期限を延長するものである。

◎ 岡山県税条例及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例について

道路運送車両法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。

- ◎ 岡山県税条例及び岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
古物営業法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。

- ◎ 岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例の一部を改正する条例について  
岡山県ボランティア・NPO活動支援センターの円滑な管理運営を図るため、小会議室の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 岡山県おかやま旧日銀ホール条例の一部を改正する条例について  
岡山県おかやま旧日銀ホールの円滑な管理運営を図るため、施設の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 岡山県天神山文化プラザ条例の一部を改正する条例について  
岡山県天神山文化プラザの円滑な管理運営を図るため、設備の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 岡山県津山体育館条例の一部を改正する条例について  
岡山県津山総合体育館の移動式のバスケットゴールの設置に伴い、その利用料金の基準額を定める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県津山陸上競技場条例の一部を改正する条例について  
岡山県津山陸上競技場の円滑な管理運営を図るため、球技用具の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 岡山県災害救助基金条例の一部を改正する条例について  
災害救助法の一部改正に鑑み、岡山県災害救助基金を、同法に基づく最少額を超える部分の金額の範囲内において取り崩すことができることとする等所要の改正を行ったものである。

- ◎ 岡山県健康づくりセンター条例の一部を改正する条例について  
岡山県健康づくりセンターの円滑な管理運営を図るため、施設の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 岡山県受動喫煙防止条例について  
受動喫煙が人の健康に悪影響を及ぼすことに鑑み、望まない受動喫煙の防止に関し、基本理念を

定め、県、県民、事業者及び管理権原者の責務を明らかにするとともに、望まない受動喫煙を防止するために取り組むべき事項を定めることにより、相互に連携を図りながら望まない受動喫煙の防止に関する取組を総合的かつ効果的に推進し、もって県民が生涯を通じて健康な生活を送ることができる社会の実現に寄与するものである。

◎ 公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例について

レジオネラ症発生の防止対策等公衆浴場及び旅館業の営業の施設における一層の衛生基準の維持及び確保を図るため、これらの入浴設備の衛生措置に関する基準に新たな基準を加える等所要の改正を行うものである。

◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び岡山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に鑑み、知事の権限に属する事務のうち倉敷市が処理することとしている事務に同法に基づく動物の種類ごとの数等の届出の受理等に関する事務を加えることとする等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

毒物及び劇物取締法の一部改正に鑑み、同法に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査等に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について

食品衛生法の一部改正に伴い、営業者が公衆衛生上講ずべき措置に関する基準に係る規定を削除する等所要の改正を行うものである。

◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、職員の配置の基準の特例を改めるものである。

◎ 岡山県工業技術センター手数料等徴収条例の一部を改正する条例について

岡山県工業技術センターにおいて行う試験等に係る事務の円滑な遂行を図るため、窯業及び鉞こ物に関する試験に係る手数料等の限度額を適正な額に改めるものである。

◎ 岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例について

岡山県岡山セラミックスセンターの試験機器及び試作加工機器の設置に鑑み、その利用料金の基

準額を定める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例について  
職業能力開発校の円滑な管理運営を図るため、普通課程の授業料等の額を定める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県農林水産総合センター条例の一部を改正する条例について  
大学等における修学の支援に関する法律の施行に鑑み、農業大学の授業料の減免に関する規定を同法に基づき行う規定に改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
近年の豚熱の発生状況に鑑み、豚等への豚熱予防注射に係る手数料の額を定めるものである。

- ◎ 岡山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について  
道路法施行令の一部改正に鑑み、道路の占用料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 道路法に基づく県道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例について  
道路構造令の一部改正に鑑み、自転車通行帯に関する基準を定める等所要の改正を行ったものである。

- ◎ 岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例について  
県立都市公園の円滑な管理運営を図るため、公園施設の利用料金の基準額等を適正な額に改めるものである。

- ◎ 岡山県流域下水道事業の設置等に関する条例及び岡山県公営企業条例の一部を改正する条例について  
地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。

- ◎ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る簡易な評価方法の制度が創設されたことに鑑み、当該認定の申請に対する審査に係る手数料の額を定める等所要の改正を行ったものである。

◎ 岡山県洪川青年の家条例の一部を改正する条例について  
岡山県洪川青年の家の円滑な管理運営を図るため、施設の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。

◎ 岡山県青少年教育センター閑谷学校条例の一部を改正する条例について  
岡山県青少年教育センター閑谷学校の円滑な管理運営を図るため、施設等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。

◎ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例について  
公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正により同法に基づく教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針が定められたことに鑑み、義務教育諸学校等の教育職員が行う業務の量の適切な管理等に関する措置に係る事項について定める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県生涯学習センター条例の一部を改正する条例について  
岡山県生涯学習センターの円滑な管理運営を図るため、施設等の利用料金の基準額を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例について  
最近の治安情勢に対処するため、警察官以外の職員を増員し、定員を改めるものである。